一般社団法人民事信託士協会　東北支部規則

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この支部は、一般社団法人民事信託士協会東北支部（以下「支部」という。）と称する。

（目　的）

第２条　支部は、一般社団法人民事信託士協会（以下「本協会」という。）定款第３条の目的を達成するため、本協会定款第４条の事業を行うこと及び会員と定款第６条の機関（以下「協会本部」という。）との連絡調整を図ることを目的とする。

（区　域）

第３条　支部の区域は、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県内とする。

（事務所の所在場所）

第４条　支部の事務所は、支部の区域内に置く。

第２章　会　員

（会　員）

第５条 本会の会員は、支部の区域内に事務所を有する本協会の民事信託士会員とする。

第３章　支部の機関

（役　員）

第６条　支部に次の役員を置く。

（１）支部長　　１名
（２）副支部長　　５名以内

（役員の職務）
第７条　支部長は、支部を代表し、支部の業務を行う。
２　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠員のときはその職務を行う。

（役員の選任）
第８条　支部長は、支部所属の会員の中から理事会にて選任する。
２ 副支部長は、支部所属の会員の中から支部長が任命する。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する協会本部の通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
４　役員は、本協会を退会したときは、退任する。

（支部集会）
第１０条　支部に、会員の研修、情報交換及び本協会定款第４条の事業を行うことを目的とする支部集会を置く。

（支部集会の招集）
第１１条　支部集会は、会員をもって組織する。
２　支部集会は、必要がある場合に随時、支部長がこれを招集する。
３　会員は、支部長に対し、支部集会の目的である事項及び招集の理由を示して、支部集会の招集を提案することができる。

第４章　役員会

（役員会の組織及び招集）

第１２条　役員会は、支部長及び副支部長（以下「役員会組織員」という。）をもって組織する。

２　役員会は、支部長が招集する。ただし、支部長に事故があるときは、他の役員会組織員が役員会を招集する。

（役員会の決議等）

第１３条　支部の業務執行は、役員会の決するところによる。

２　役員会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長に事故があるときは、当該役員会において定めた者が議長となる。

３　役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員会組織員を除く役員会組織員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

４ 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

（役員会の議決事項）

第１４条　次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

（１）支部集会に関する事項

（２）協会本部から付託された事項

（３）前各号に掲げるもののほか、支部の業務執行に関する事項

附　則

１．この規則は、令和３年１月２６日から施行する